

令和8年度石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

**1 業務の目的**

ヤングケアラー及び若者ケアラー(以下、「ケアラー」という。)の支援者たり得る、小学校・中学校・高等学校等の教職員、高齢者福祉分野における居宅介護事業所職員等(以下、「関係機関職員」という。)が、ケア対象者の“向こう側”にいるケアラーに気付くためのポイントを周知啓発することで、適切な支援に繋げることを目的とする。

**2 業務概要**

(1) 業務内容

令和8年度石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 委託費用の上限額

1,300千円(消費税及び地方消費税含む。)

**3 スケジュール**

(1) 公告	令和8年5月27日(水)
(2) 参加申込書等提出期限	令和8年6月8日(月)正午
(3) 質問票提出期限	令和8年6月10日(水)正午
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年6月17日(水)正午
(5) 審査会(書面審査)	令和8年6月22日(月)
(6) 選定結果通知・公表	令和8年6月22日(月)以降
(7) 契約の締結	令和8年6月22日(月)以降

**4 企画提案公募参加者資格**

企画提案公募参加者(以下、「参加者」という。)は、以下の条件を全て満たしていること。

- (1) 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書等提出期限までに、石川県総務部管財課が指定する「令和8・9年度における競争入札参加者資格」を有していること。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書等及び企画提案書等提出期限において、指名停止または参加排除期間中にある者ではないこと。
- (5) 参加申込書等及び企画提案書等提出期限において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす)。
- (6) 次の①から⑤までの、いずれにも該当しない者であること。
  - ①役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号)第2条第6号

- に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - ④役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - ⑤役員等が暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 石川県の納税義務を有するものにあつては、当該県税全般について未納がない者であること。

## 5 参加申込書等の提出

参加者は、以下の書類を提出すること。ただし、(1)～(3)は令和8年6月17日までに、(4)(5)は必要な場合に提出すること。

- (1) 参加申込書【様式1】 ※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。
- (2) 誓約書【様式2】
- (3) 企画提案書【任意様式】

提出先 [kosodate@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ishikawa.lg.jp)(石川県健康福祉部少子化対策監室)

- (4) 参加辞退届【様式3】

参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式3】を提出すること。

- (5) 質問票【様式4】

質問はメールで行うこと。回答は、質問ごとに随時参加者に対して行うが、企画提案書の審査に関する質問には回答しない。

質問先 [kosodate@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ishikawa.lg.jp)(石川県健康福祉部少子化対策監室)

## 6 企画提案書作成に関する注意事項

企画提案書は、以下の事項を遵守して作成すること。

- (1) A4サイズ、横書き、表紙に「令和8年度石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託提案書」と記載すること。
- (2) 企画提案書には会社名や会社のロゴ等を表示しないこと。
- (3) 文字サイズは12ポイント以上とし、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- (4) 再委託は原則禁止とし、やむを得ない事情により再委託を行う場合は、その委託先及び業務内容、再委託金額を記載すること。
- (5) 企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。
  - ・「1 業務の目的」を達成するための企画案及びそのコンセプト
  - ・企画案毎に必要な人員やスケジュール計画、関係機関・関係者等との連携方法等企画に応じた具体的な事項
  - ・各ショート動画については、「タイトル」及び「概要」、そのうち2点は、絵コンテ等内容及びストーリーがイメージできるもの
  - ・当室が何らかの役割を担う場合は、当室と受託者の役割
- (6) 見積書【任意様式】を添付し、一式計上ではなく、第三者が客観的な判断をすることができる積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価、数量が判断できる内容とする。)
- (7) 見積金額には、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- (8) 見積金額が「2 業務概要(3) 委託費用の上限額」を上回った場合は、審査の対象としない。

- (9) 提出できる企画提案書は1案とする。
- (10) 提出期限までに提出しない者は辞退した者とみなす。
- (11) 一度提出した企画提案書は、これを書き換え、引き換え、または撤回することができない。
- (12) 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (13) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

## 7 著作権等

- (1) 本業務の成果品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)その他一切の知的財産権は、すべて当室に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者と当室と協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を当室に帰属させることが困難なものについては、この限りではない。
- (2) 当室に譲渡した著作物について、著作物人格権を行使しないものとし、受託者は、著作物の制作に関与した者に対しても同様の義務を負わせるものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。

## 8 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書をもとに書面審査とする。

- (1) 別添「令和8年度石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託審査基準」に基づき、石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という)において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 参加者が1者の場合、参加者の合計点が満点(100点×評価する審査委員数)の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査委員会は、必要に応じて、石川県を通して参加者から追加の書類提出や聞き取り等により企画提案書の内容確認を行うことができる。
- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。
  - ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
  - ・他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
  - ・実施要領に適合しない書類作成をすること。
  - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して、電子メールにより通知する。なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

## 10 契約の締結

- (1) 石川県は、審査委員会が最優秀提案者と本件業務委託について、別途改めて協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された企画提案は、当室との協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記「9 選定結果の通知」により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき、または協議が整わなかったときは、審査において順位付けさ

- れた上位の者から順に、契約に関する協議を行った上で契約を締結することがある。
- (3) 契約書の作成に必要な費用は、当室と受託者双方の負担とする。

#### 11 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

#### 12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (3) 募集及び契約については、石川県の都合により中止することがある。
- (4) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (6) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (7) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報保護に関する法律及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとし、疑義を生じたときは、石川県と参加者が協議の上、定める。